投資信託説明書
（交付目論見書）
2026.10.9

amova
アモーヴァ・アセットマネジメント

上場インデックスファンド日経半導体株

愛称：上場日経半導体

追加型投信／国内／株式／ＥＴＦ／インデックス型

●**本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。**

●**ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 ［ファンドの運用の指図を行なう者］
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第368号
ホームページ アドレス　www.amova-am.com
コールセンター 電話番号　0120-25-1404
（午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。）

受託会社 ［ファンドの財産の保管および管理を行なう者］
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は　アモーヴァ・アセットマネジメント

三井住友トラストグループ

●ファンドの投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）に基づき受託会社において分別管理されています。

●この目論見書により行なう「上場インデックスファンド日経半導体株」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を 2026 年 10 月８日に関東財務局長に提出しており、2026 年 10 月９日にその効力が発生しております。

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	ＥＴＦ	インデックス型	株式　一般	年２回	日本	その他（日経半導体株指数）

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照ください。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959 年 12 月１日
資本金	173 億 6,304 万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額	40 兆 7,086 億円

（2026 年７月末現在）

2025 年 9 月 1 日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日経半導体株指数に採用されている銘柄の株式に投資を行ない、信託財産の１口あたりの純資産額の変動率を日経半導体株指数の変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。

※日経半導体株指数は、東京証券取引所に上場している半導体関連銘柄から時価総額の大きい 30 銘柄を対象とする指数です。基準日（2011 年 11 月 30 日）を 1,000 ポイントとして算出されます。

※構成銘柄は、原則、毎年 11 月に見直しが行なわれます。

「日経半導体株指数」の著作権などについて

・「日経半導体株指数」は、株式会社日本経済新聞社（以下「日経」という。）によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、日経半導体株指数自体及び日経半導体株指数を算出する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。日経半導体株指数を対象とする「上場インデックスファンド日経半導体株」は、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、その運用及び本件受益権の取引に関して、日経は一切の義務ないし責任を負いません。日経は日経半導体株指数を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。日経は、日経半導体株指数の構成銘柄、計算方法、その他日経半導体株指数の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。

・日経半導体株指数は、S&P Dow Jones Indices LLCの子会社であるS&P Opco, LLCとの契約に基づいて、算出、維持されます。S&P Dow Jones Indices、その関連会社あるいは第三者のライセンサーはいずれも日経半導体株指数をスポンサーもしくはプロモートするものではなく、また日経半導体株指数の算出上の過失に対し一切の責任を負いません。「S&P®」はStandard & Poor's Financial Services LLCの登録商標です。

ファンドの特色

1. 日経半導体株指数の動きに連動する投資成果をめざします。

・信託財産の１口あたりの純資産額の変動率を、「日経半導体株指数」の変動率に一致させることをめざし、主として「日経半導体株指数」に採用されている株式に投資を行ないます。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

2. 受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。

・売買単位は10口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
・取引方法は原則として株式と同様です。
※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

3. 株式をもって受益権の取得申込みを行ないます。

ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100口未満切上げ）を申込単位として、その整数倍とします。

※「ユニット株式」とは、委託会社が日経半導体株指数に連動すると想定する、日経半導体株指数における各構成銘柄の委託会社が指定する株数の株式すべてを指すものとします。

※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。

4. 解約請求による途中換金をすることはできません。

5. 受益権をもって株式と交換することができます。

※取得申込時に拠出された日経半導体株指数構成銘柄と、交換時に取得される各株式は一致するものではありません。

※取得申込時に取得された受益権の口数と、交換時に必要とされる口数は一致するものではありません。

※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。

※「金融商品取引清算機関による清算制度」とは、ETFの取得および交換に係る有価証券等の引渡債務を金融商品取引清算機関が引き受けることで、決済履行を保証する制度です。

主な投資制限

・株式への投資割合には、制限を設けません。
・投資することを指図する株式は、原則として日経半導体株指数に採用されている銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
・外貨建資産への投資は行ないません。

分配方針

・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

投資リスクは次ページも
ご確認ください。

投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
当ファンドは、主に株式を投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

・株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

・中小型株式は、株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

・一般に中小型株式は、株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高いと考えられます。

信用リスク

・投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

有価証券の貸付などにおけるリスク

・有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

＜日経半導体株指数と基準価額の主なカイ離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率を日経半導体株指数の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

・日経半導体株指数の採用銘柄以外の銘柄に投資をする場合があること、日経半導体株指数の採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。

・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。

・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きと日経半導体株指数の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

・組入銘柄の配当金や有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

◇金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額のカイ離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

○当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

○運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。

○上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は 2026 年７月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

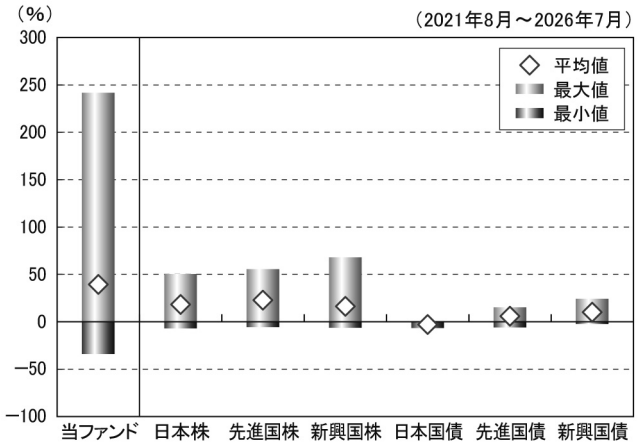

（当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率（%））

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	39.5%	18.3%	22.7%	16.3%	−3.0%	6.0%	10.2%
最大値	241.8%	50.5%	55.7%	68.1%	0.6%	15.4%	24.5%
最小値	−34.2%	−7.1%	−5.7%	−6.5%	−6.9%	−6.1%	−2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※上記は2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、その期間はベンチマークのデータを使用しています。

＜各資産クラスの指数＞
日本株‥‥‥TOPIX（東証株価指数）配当込み
先進国株‥‥‥Morningstar 先進国株式指数（除く日本、配当込み、円ベース）
新興国株‥‥‥Morningstar 新興国株式指数（配当込み、円ベース）
日本国債‥‥‥NOMURA-BPI国債
先進国債‥‥‥FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債‥‥‥JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

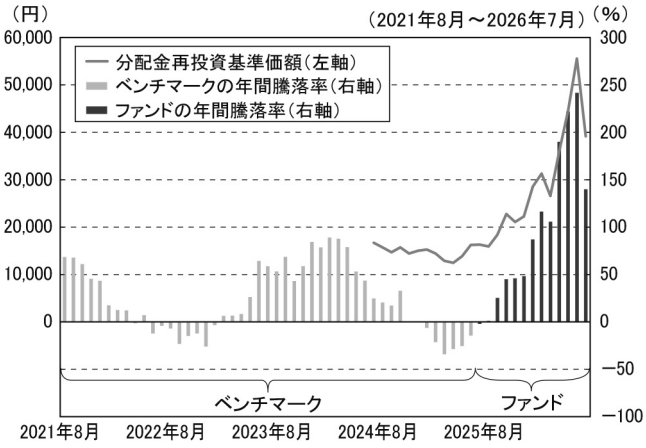

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の100口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2024年7月末の基準価額を起点として指数化しています。
※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドの年間騰落率がない場合は、ベンチマークのデータを使用しています。

運用実績

2026 年 7 月 31 日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額…… 38,438 円

純資産総額…… 94.21 億円

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の 100 口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移（税引前、100 口当たり）

2025 年 1 月	2025 年 7 月	2026 年 1 月	2026 年 7 月	設定来累計
80 円	100 円	140 円	40 円	360 円

主要な資産の状況

＜資産構成比率＞

組入資産		比 率
株式		99.99%
	うち先物	0.07%
現金その他		0.08%

※対純資産総額比です。

＜組入上位 10 銘柄＞

	銘 柄	業 種	比 率
1	キオクシアホールディングス	電気機器	26.55%
2	東京エレクトロン	電気機器	14.26%
3	アドバンテスト	電気機器	12.42%
4	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	6.82%
5	ディスコ	機械	6.70%
6	レーザーテック	電気機器	3.78%
7	ＪＸ金属	非鉄金属	3.74%
8	信越化学工業	化学	3.66%
9	ＨＯＹＡ	精密機器	2.88%
10	ソニーグループ	電気機器	2.56%

※対純資産総額比です。

年間収益率の推移

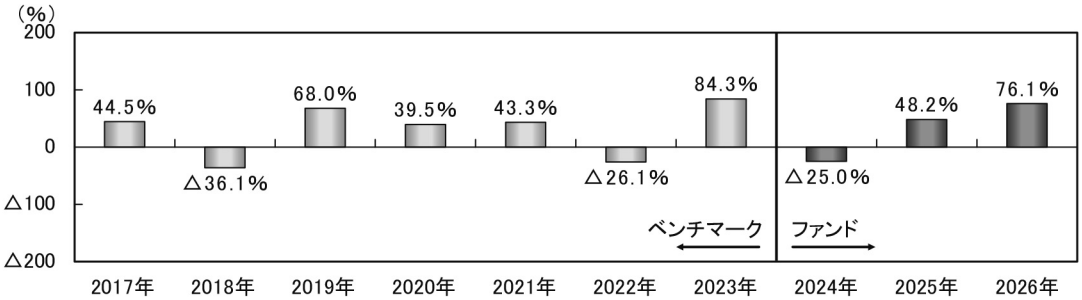

※ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2023年以前は、ベンチマーク（日経半導体株指数）の収益率を表示しております。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※2024年は、設定時から2024年末までの騰落率です。
※2026年は、2026年７月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

手続・手数料等

お申込みメモ

取得単位	ユニット株式の評価額を取得申込受付日の基準価額で除した口数（100口未満切上げ）を申込単位として、その整数倍とします。
取得価額	取得申込受付日の基準価額
取得方法	販売会社所定の方法により、株式をもって受益権の取得申込みを行ないます。 ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した取得申込みが可能です。
解約請求	解約の請求をすることはできません。
交換請求	受益権をもって株式との交換ができます。 ※金融商品取引清算機関による清算制度を利用した交換請求が可能です。
交換単位	委託会社の定める口数を最小交換請求口数として、その整数倍とします。 ※最小交換請求口数は、当該口数に交換請求日の基準価額を乗じて得た額が、交換請求日において委託会社が日経半導体株指数に連動すると想定する、日経半導体株指数における各構成銘柄の評価額の合計に相当する口数として委託会社が定めます。
交換価額	交換請求受付日の基準価額
交換代金	原則として、交換請求受付日から起算して３営業日目から信託財産に属する株式の交付を行ないます。
買取請求	保有する受益権口数が金融商品取引所の定める取引単位に満たない場合は、当該受益権の買取りを請求することができます。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後３時 30 分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
取得の申込期間	2026 年 10 月９日から 2027 年４月８日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
取得申込不可日	次に該当することとなる場合には、取得の申込みの受付は行ないません。 1）日経半導体株指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の２営業日間 2）日経半導体株指数構成銘柄の変更および増減資などに伴なう株数の変更日の２営業日前以降の３営業日間 3）ファンドの計算期間終了日の２営業日前以降の２営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の３営業日前以降の３営業日間） 4）ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間 5）1）～4）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ※1）～4）に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

交換請求不可日	次に該当することとなる場合には、交換請求の受付は行ないません。 1）日経半導体株指数構成銘柄の権利落日（配当落日を除きます。）の前営業日以降の３営業日間 2）日経半導体株指数構成銘柄の変更および増減資などに伴なう株数の変更日の２営業日前以降の３営業日間 3）ファンドの計算期間終了日の２営業日前以降の２営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の３営業日前以降の３営業日間） 4）ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間 5）1）～4）のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ※1）～4）に該当する場合であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間については、交換請求を受け付ける場合があります。
取得申込・交換請求・買取請求受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・交換請求・買取請求の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込・交換請求・買取請求の受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限（2024 年７月 11 日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還します。 ・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 ・日経半導体株指数が廃止された場合 ・日経半導体株指数の計算方法の変更などに伴なって委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・2028 年１月９日以降に、ファンドの純資産総額が 10 億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年１月８日、７月８日
収益分配	年２回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。
信託金の限度額	１兆円相当額
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス　www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・提供は行ないません。
課税関係	課税上は、特定株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用があります。 ・原則として、益金不算入制度が適用されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="4">投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">取得時手数料</td><td colspan="2"><u>販売会社が独自に定める額</u>
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※取得時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに取得に関する事務コストの対価です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">交換（買取）時手数料</td><td colspan="2"><u>販売会社が独自に定める額</u>
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※交換（買取）時手数料は、交換（買取）時の事務手続きなどに係る対価です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">信託財産留保額</td><td colspan="2"><u>ありません。</u></td></tr>
<tr><td colspan="4">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">運用管理費用
（信託報酬）</td><td colspan="2"><u>ファンドの日々の純資産総額に対し年率 0.165%（税抜 0.15%）以内</u>
運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
＜運用管理費用の配分（年率）＞
上記が税抜 0.15%（有価証券届出書提出日現在）の場合
<table><tr><td colspan="3">運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>0.150%</td><td>0.128%</td><td>0.022%</td></tr></table><table><tr><td>委託会社</td><td>委託した資金の運用の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></table>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の
費用・手数料</td><td>諸費用
（目論見書の作成費用など）</td><td colspan="2"><u>ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</u>
①目論見書などの作成および交付に係る費用、②計理およびこれに付随する業務に係る費用、③決算短信の作成に係る費用（①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。）、④監査費用、⑤ファンドの上場に係る費用、⑥「日経半導体株指数」の標章使用料などは、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。
※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。</td></tr>
<tr><td>売買委託
手数料など</td><td colspan="2">組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬（有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に 0.55（税抜 0.5）以内（有価証券届出書提出日現在、税抜 0.5）を乗じて得た額）などがその都度、信託財産から支払われます。
※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。</td></tr>
</table>

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税 金

個人投資者の場合の課税の取扱いです。

１）受益権の売却時の課税

・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

２）収益分配金の受取り時の課税

・収益分配金は配当所得として、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

３）受益権と現物株式との交換

・受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、受益権の売却時と同様の取扱いとなります。

※確定申告等により、売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度（NISA）をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は 2026 年 10 月８日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2026 年１月９日～2026 年７月８日

総経費率（①＋②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.26%	0.16%	0.10%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

メモ

amova

アモーヴァ・アセットマネジメント

Ⓘ